県北広域振興局長告示第18号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。 平成25年4月12日

県北広域振興局長 高 橋 信

1 児童発達支援

	事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
	0353200025	多機能型事業所 ゆいまぁ	二戸郡一戸町中山字大塚 4	社会福祉法人カナンの園	平成25年4月1日
		る	番地6		

2 放課後等デイサービス

	事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
-	0351300025	多機能型事業所 はあとす	二戸市石切所字川原28番地	特定非営利活動法人カシ	平成25年4月1日
		ぽっと	7	オペア障連	
	0353200025	多機能型事業所 ゆいまぁ	二戸郡一戸町中山字大塚 4	社会福祉法人カナンの園	11
		る	番地6		

3 保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0353200025	多機能型事業所 ゆいまぁ	二戸郡一戸町中山字大塚 4	社会福祉法人カナンの園	平成25年4月1日
0393200029	る	番地6		